

# 令和7年度11月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和7年11月25日（火）午前9時30分～午前11時  
開催場所 所沢市役所401会議室  
議案 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について  
議案第4号 農地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認  
について  
議案第5号 特定農地貸付け規程の変更の承認について

出席委員 2番 二上 茂雄 3番 池之谷昭治 4番 岩崎 良一  
6番 齊藤 喜代治 7番 田中 宏 8番 吉田 英和  
9番 北田 良孝 10番 栗原 明夫 12番 平岡 豊子  
13番 鹿島正之助 14番 肥沼 正明 15番 中 茂紀  
16番 水村 英紀 17番 新井 祥穂

欠席委員 1番 斎藤 昇 5番 肥沼 一彦

議長： 出席委員数が過半数に達しておりますので、総会は成立しています。  
これより11月の農業委員会総会を開きます。  
それでは、議事に入ります。  
本日の総会の議事録署名委員に、議席番号4番 岩崎 良一委員、6番 齊藤 喜代治委員を指名します。

## 1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議長： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は北野新町2丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は1,243平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

申請番号2番、所在地は大字山口字三田です。地目は登記、現況ともに田です。面積は796平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

申請番号3番、所在地は三ヶ島4丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は2筆合わせて1,731平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、増反によるものです。権利事由は公売による所有権移転です。

以上3件です。

議長： 申請番号1番について審議します。申請地及び受人の耕作状況、営農状況について、地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。

この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えられます。

審議のほどをお願いします。

議長： 申請番号1番について質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可といたします。

議長： 申請番号2番について審議します。申請地及び受人の耕作状況、営農状況について、地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。

この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えられます。

審議のほどをお願いします。

議長： 申請番号2番について質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、許可といたします。

議長： 申請番号3番について審議します。申請地及び受人の耕作状況、営農状況について、地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、現在は国有地であることから遊休農地化しておりますが、受人は是正計画を明示しており、その計画に矛盾がないことから、この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えられます。

審議のほどをお願いします。

議長： 申請番号3番について質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号3番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号3番については、許可といたします。

## 2 議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議長：「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は東狭山ヶ丘4丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は4筆合わせて1,307平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は介護医療院です。農地区分については、農地の広がり10ha未満の第2種農地と判断されます。申請事由は、売買による所有権移転です。

申請番号2番、所在地は三ヶ島1丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は2筆合わせて1,250平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は資材置場です。農地区分については、農地の広がり10ha未満の第2種農地と判断されます。申請事由は、売買による所有権移転です。

申請番号3番、所在地は糶谷です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は3筆合わせて251.43平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は分家住宅です。農地区分については、農地の広がり10ha未満の第2種農地と判断されます。申請事由は、贈与による所有権移転です。

以上3件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、事務局説明のとおり第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われます。審議のほどをお願いします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可相当といたします。

議長：申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、事務局説明のとおり第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われます。審議のほどをお願いします。

議長：申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、許可相当といたします。

す。

議 長： 申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委 員： 現地を確認したところ、事務局説明のとおり第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われます。審議のほどお願いします。

議 長： 申請番号3番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号3番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委 員： (全員挙手)

議 長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号3番については、許可相当といたします。

### 3 議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長：「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字下富字駿河台です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は600平方メートルのうち0.186平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は営農型太陽光発電施設です。農地区分については、農地の広がり10ha以上の第1種農地と判断されます。申請事由は、申請地を借り受け太陽光発電施設を設置するものです。3年間の一時転用となります。

申請番号2番、所在地は大字牛沼字寺前です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は3筆合わせて586平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は調剤薬局用地です。農地区分については、前面道路に上下水道が埋設されており、半径500メートル以内に牛沼小学校と東中学校がある第3種農地及び第2種農地と判断されます。申請事由は、申請地を借り受け、調剤薬局を建築するものです。

申請番号3番、所在地は大字牛沼字寺前です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は3筆合わせて758平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は医療機関用地です。農地区分については前面道路に上下水道が埋設されており、半径500メートル以内に牛沼小学校と東中学校がある第3種農地と判断されます。申請事由は、申請地を借り受け、診療所を建築するものです。

以上3件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、事務局説明のとおり第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどをお願いします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可相当といたします。

議長：申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、事務局説明のとおり第3種農地及び第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどをお願いします。

議長：申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、許可相当とすること

に賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、許可相当といたします。

議長： 申請番号3番について審議します。地区担当の意見を願います。

委員： 現地を確認したところ、事務局説明のとおり第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われます。審議のほど願います。

議長： 申請番号3番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号3番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号3番については、許可相当といたします。

#### 4 議案第4号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について

議長：「議案第4号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第4号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について」ご説明いたします。

申請番号1番、転借人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原です。現況地目はいずれも畑で、面積は2,081平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年2月1日から令和28年1月31日までの20年間です。

申請番号2番、転借人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原です。現況地目はいずれも畑で、面積は1,379平方メートルです。新規に貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年2月1日から令和14年1月31日までの6年間です。

申請番号3番、転借人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原です。現況地目はいずれも畑で、面積は10筆合わせて8,208平方メートルです。新規に貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年2月1日から令和28年1月31日までの20年間です。

申請番号4番、転借人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて1,229平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年2月1日から令和14年1月31日までの6年間です。

申請番号5番、転借人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下新井字下流です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて2,678平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年2月1日から令和14年1月31日までの6年間です。

申請番号6番、転借人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字南永井字南平です。現況地目はいずれも畑で、面積は9筆合わせて14,275平方メートルです。新規に貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年2月1日から令和11年1月31日までの3年間です。

以上6件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどをお願いします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、承認することに賛成

の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、承認いたします。

議長： 申請番号2番について審議します。地区担当の意見を願います。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われま。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほど願います。

議長： 申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、承認いたします。

議長： 申請番号3番について審議します。地区担当の意見を願います。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われま。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほど願います。

議長： 申請番号3番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号3番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号3番については、承認いたします。

議長： 申請番号4番について審議します。地区担当の意見を願います。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われま。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほど願います。

議長： 申請番号4番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号4番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号4番については、承認いたします。

議長： 申請番号5番について審議します。地区担当の意見を願います。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われま。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。

思われます。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号5番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号5番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号5番については、承認といたします。

議長： 申請番号6番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われれます。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号6番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号6番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号6番については、承認といたします。

それでは、議案第4号については、全ての案件が承認となりましたので、農用地利用集積等促進計画(原案)に係る意見照会について、農業委員会からは意見なしとして回答してよろしいでしょうか。

委員：(異議なし)

議長： ご異議なしと認め、そのように決定しました。

## 5 議案第5号 特定農地貸付け規程の変更の承認について

議長： 議案第5号につきましては、池之谷委員が関係人となっている案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく、議事参与の制限により、当該案件の審議開始から終了まで、退席をお願いします。

(池之谷委員、退席する。)

「議案第5号 特定農地貸付け規程の変更の承認について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第5号 特定農地貸付け規程の変更の承認について」ご説明いたします。

申請番号1番、市民農園開設者は議案書に記載のとおりです。所在地は大字山口です。既存の特定農地1,412平方メートルに新たに677平方メートルを追加するものです。特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の規定に基づく特定農地貸付けについて、承認の変更申請に伴い本案を提出するものです。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。当該変更計画については、妥当なものと思われます。審議のほどをお願いします。

議長： 申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、承認といたします。

池之谷委員、入室を認めます。

## 6 報告事項について

議 長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項について御報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、16件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、4件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、11件の届出がありました。

「報告事項4 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は、2件の証明書の交付を行いました。

以上です。

## 7 その他

議 長： その他の事項について何かありますか。ないようですので、以上ですべての議事を終了します。

田中会長職務代理者により閉会した。(午前11時)